

第 1 章 環 境 の 現 況

第1節 公害問題の背景

1 現況

沿岸部は、錦川の良質な水を利用して繊維・紙パルプ等の工場が立地し、その後、石油精製・石油化学工場の進出により工業地帯として発展してきた。それに伴い深刻化した公害も各種公害関係法令の整備・規制強化並びに事業者の努力により大幅に改善してきた。しかしながら、オキシダント及び一部水域における水質等で環境基準を達成していない。また、米海兵隊岩国航空基地からの航空機騒音も問題となっている。

さらに近年の住宅地の拡大に伴う生活排水による中小河川の水質汚濁、生活型近隣騒音等の問題は、都市の過密化、生活水準の向上、社会意識の変化等の背景があり解決を困難にしている。

2 大気汚染

二酸化硫黄、二酸化窒素はいずれも環境基準を達成している。しかし、光化学オキシダントは環境基準を達成しておらず、情報及び注意報の発令回数は、昭和 61 年以降漸次減少していたが、平成 9 年以降は増減を繰り返している。浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)については、環境基準を達成している。

また、ベンゼン等 4 種の有害大気汚染物質は、環境基準を達成していた。

令和 5 年度に新規受理した大気汚染に対する苦情は 29 件あり、ほとんどが野外焼却に関するものであった。

3 水質汚濁

公共用水域の汚濁の主な原因は生活排水及び工場排水である。

生活排水は、炊事、洗濯、入浴など人の日常生活に伴って排出されている。公共用水域へ流入する家庭排水の汚濁負荷量の削減は急務であり、公共下水道整備の実施、浄化槽の適正管理等の総合的施策の強化を推進する必要があり、県の定めた「山口県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき施策を実施している。

工場排水については、水質汚濁防止法等により、汚水等を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して規制基準が定められている。

さらに、県は、化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成の効果的手段として昭和 55 年から 5 年毎に総量削減計画を策定している。平成 13 年度からは窒素・リンも加えた計画となり、現在、第 8 次総量削減計画に基づいた対策が実施されている。

令和 5 年度に新規受理した水質汚濁に対する苦情は 4 件であった。

4 騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、新幹線、航空機、工場・事業場、建設作業等が挙げられる。一般環境・新幹線・航空機については環境基準が設定されている。また、工場・事業場、建設作業に関する規制値、自動車に関する要請限度等が、騒音規制法、振動規制法で定められている。

新幹線鉄道騒音・振動については、西日本旅客鉄道株式会社において、音源振動対策及び障害防止対策が進められているが、市内には依然として沿線の環境基準が達成されていないことから、環境基準達成に向けた音源対策等の推進について要請している。

航空機騒音については、「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づき住宅防音工事が引き続き実施されているものの、米海兵隊岩国航空基地による航空機騒音の苦情は毎年多数発生している。

令和5年度に新規受理した騒音苦情(航空機騒音に関するものを除く)は5件、振動苦情0件であった。

5 悪臭

悪臭の発生源は、各種事業場から家庭生活まで数多く存在する。大手事業場では防止対策が実施され徐々にその効果が上がってきているが、市街地では原因不明の一過性のものや農作業によるもの等対処し難いものもある。

悪臭防止法では、敷地境界線において22物質、排出口において13物質、排出水において4物質の規制基準が定められている。しかし、悪臭は、法で規定されている物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する場合が多く、法に基づく悪臭物質濃度の測定結果と住民の被害感とが必ずしも一致しないことが多いことから、人の臭覚を利用する官能試験法の一つである三点比較式臭袋法を用いた臭気指数による指導基準を定めた「山口県悪臭防止対策指導要綱」による監視指導も行っている。

令和5年度に新規受理した悪臭苦情は13件であった。

第2節 公害苦情の発生状況

公害に関する苦情・陳情は、私達が日常生活している生活環境と密接に関係しており、市内における公害の状況を直接的に表すもので、快適な生活環境を目指す公害行政の方向を定める重要な因子である。

1 苦情発生件数等の経年変化

令和5年度における公害に関する苦情の新規受理件数は53件で、前年度から8件増加した。

表1 種類別公害苦情件数の推移（前年度からの繰越、移送分を含む）

種別 年度	典型7公害							その他	計
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壤 汚染	地盤 沈下		
平成31	32	6	8(3)	0	8(2)			1(1)	55(6)
令和2	24	8	8(3)	0	8(2)				48(5)
3	41	5	11(4)	1	16(3)			1	75(7)
4	23	7	8(3)	0	12(2)				50(5)
5	29	4	8(3)	0	15(2)			2	58(5)

注) () 内は、前年度からの繰り越し及び移送分で内数

2 用途地域別及び被害の種類別苦情発生状況

用途地域別の苦情発生状況は、住居の環境を保護するために定められた住居地域で全苦情の37.8%、近隣の住宅地の住民への日用品の供給を行う商業その他の業務の利便を増進するために定められた近隣商業・商業地域で3.7%、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便性を増進するために定められた準工業・工業・工業専用地域で17.0%、市街化抑制のために定められた市街化調整区域で11.3%、都市計画区域内その他で22.6%、都市計画区域外で7.6%となっている。また、被害の種類別では、感覚的・心理的なものが全苦情の94.3%を占めている。

第3節 基地公害

米海兵隊岩国航空基地は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」により提供されている。

(1) 航空機騒音

基地の航空機による騒音被害は、危険感、威圧感を伴い、被害地域も進入路に近い臨

海部を中心に広範囲にわたっている。特に着艦訓練及びエンジンテスト時が問題となつており、これらに関しては、あらゆる機会に騒音軽減等の要請をしている。

エンジンテスト用消音装置（ハッシュハウス）は、令和2年度末現在でエンジン単体用、機体用、機体・エンジン用の計3機が設置されている。

航空機墜落等の危険性や騒音による日常生活上の障害等の軽減又は除去を図る目的で、基地沖合移設事業は、市や県の要望により国によって平成8年度に事業着手され、米軍岩国基地の東側海面を埋立て、平成22年5月29日に約1,000m沖合に移設された新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業が完了した。

平成30年3月には、在日米軍再編に伴う空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移駐が完了したこと、沖合移設事業が開始された頃とは大きく状況が変化した。

ア 騒音実態調査

岩国基地周辺における航空機騒音の実態を把握するため、市は昭和51年1月から川口町1丁目に航空機騒音測定器を設置し監視を始めた。また、昭和56年3月26日には、山口県、岩国市及び由宇町で、着艦訓練時における騒音等を含め、その実態を把握し、同地域における騒音対策に資するため岩国基地騒音対策連絡協議会を設置した。令和5年度は、山口県（4台）、岩国市（6台）の計10台のデジタル騒音計を使い、常時測定点9地点と移動測定点2地点の測定を実施した。なお、常時測定点（山口県4地点、岩国市5地点）は全てオンライン化されている。また、自治会等の要望による測定も行っている。

イ 住宅防音工事等の助成

国は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、障害防止工事、防音工事、民生安定施設等の整備を行っており、昭和57年6月28日、第1種の防音対策区域を80WECPNL以上から75WECPNL以上へと拡大した。平成4年3月27日には第1種の防音対策区域に旧岩国市南部、由宇町、阿多田島（大竹市）が追加指定された。また、平成23年度より第1種区域のうち80WECPNL以上の区域内において、平成4年3月28日から平成23年9月20日までに建築された居住者がいる住宅も対象となった。

表2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による対策及び措置

公 共 施 設	一 般 住 宅 等		
学校・病院等の防音工事の助成・共同利用施設の助成	第1種区域 (75WECPNL以上)	第2種区域 (90WECPNL以上)	第3種区域 (95WECPNL以上)
	住宅の防音工事	建物の移転補償 土地の買い入れ	緑地帯等の 緩衝地帯